

殿軍サービス利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

第1項 本規約は、ユーザーサイド株式会社（以下「当社」）が提供するインシデントレスポンスサービス「殿軍」（以下「本サービス」）の利用に関する条件を定めるものです。

第2項 本サービスの提供を受ける者（以下「利用者」といいます。）は本規約を遵守するものとします。本規約に同意することにより当社と利用者の間に成立する契約を、以下「本契約」といいます。

第3項 当社が別途指定する方法にて定める「通知」または「サービス仕様書」等で規定する本サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、本規約の一部を構成するものとします。

第4項 本規約には以下の別紙が含まれます。

別紙1：殿軍サービス料金表

別紙2：企業情報モニタリングサービス「Discovery」通常調査の仕様

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下のとおりとします。

用語	定義
本サービス	当社が提供するインシデントレスポンスサービス（各プランおよびオプションを含む）
利用者	本規約に同意のうえ、当社と利用契約を締結した法人
利用契約	本規約に基づき当社と利用者の間で締結される契約
協力会社	本サービスの一部を当社が再委託する VLC セキュリティグループ（株式会社 VLC セキュリティラボ、株式会社 VLC セキュリティコンサルティング、株式会社 VLC セキュリティアーナ）
Security Express	VLC セキュリティグループが提供するセキュリティサービス『Security Express』
成果物	調査報告書・ログ・証跡データその他本サービスの提供に伴い作成・取得される一切のデータおよび書類

第3条（規約の適用）

第1項 本規約は、当社と利用者との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。

第2項 当社が別途定める料金表・個人情報の取扱い・オプションサービス規定等は、本規約の一部を構成します。

第3項 本規約の内容と個別の合意内容が異なる場合は、個別の合意内容を優先します。

第4条（規約の変更）

第1項 当社は、利用者に事前に通知することにより、本規約を変更することができます。

第2項 変更の通知は、当社ウェブサイトへの掲載または電子メールによる送付をもって行うものとし、通知から30日を経過した日に変更後の規約が効力を生じます。

第3項 変更後も利用者が本サービスの利用を継続した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

第2章 契約の成立・期間

第5条（利用契約の成立）

第1項 利用者が当社所定の申込書を提出し、当社が承諾の意思表示を行った時点で利用契約が成立します。

第2項 当社は、以下の場合に申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込内容に虚偽・誤記がある場合
- (2) 利用者が過去に本規約に違反した事実がある場合
- (3) その他当社が不適切と判断した場合

第6条（契約期間・自動更新）

第1項 利用契約の最低契約期間は、サービス提供開始日から12ヶ月間とします。

第2項 最低契約期間満了後、利用者から解約の申し出がない場合は、同一条件でさらに12ヶ月間自動更新されるものとし、以降も同様とします。

第3項 自動更新を希望しない場合は、契約期間満了日の30日前までに当社所定の方法で解約の申し出を行うものとし、ます。

第7条（中途解約・違約金）

第1項 利用者は、最低契約期間中であっても解約を申し出ることができます。

第2項 最低契約期間中に解約した場合、利用者は解約日の翌月から契約期間満了日までの残月数分の月額費用相当額を違約金として当社に支払うものとし、ます。ただし、前払金（第14条の2に定めるものをいいます）を支払済みの場合はこの限りではありません。

第3項 違約金は、当社が指定する期日までに支払うものとし、ます。

第3章 サービス内容

第8条（提供サービス）

第1項 当社は、利用者が選択したプランに応じ、以下の平時サービスを提供します。費用は別紙殿軍サービス料金表に定めるとおりとします。

- (1) セキュリティ相談窓口（月5回）：利用者からのセキュリティに関する相談を受け付ける窓口を提供します。相談の利用回数は、1件の問い合わせ起票（チケット）につき1回とカウントします。定められた利用可能回数を超えた相談については、別途費用が発生する場合があります。
- (2) 勉強会（年4回）：サイバーセキュリティに関する勉強会（年4回開催）にご招待します。
- (3) 企業情報漏洩簡易調査（年1回）：別紙に定める企業情報モニタリングサービス『Discovery』と同じ調査範囲（Web、モバイル、ネットワーク、クラウド、コードリポジトリ、インシデント）で簡易版のPoC調査（以下「Discovery PoC」といいます。）を実施します。利用者の指定するドメイン1件を1年間に1回簡易診断いたします。企業情報漏洩簡易調査は通常の調査とは調査手法と深度が異なり、協力会社の評価基準にて脅威度がCritical/Highリスクに判定されうる事例を抜粋して報告します。また、OSINT(open source intelligence)ツールを主軸にした調査となり、エンジニアによる並行調査は実施いたしません。このDiscovery PoCを実施することによって漏洩情報の有無や将来的なセキュリティリスクの傾向を把握することに役立ちます。但し、漏洩情報が存在しないことを保証するものではありません。Discovery PoCは利用期間開始月またはその翌月に実施し、以降は概ね1年ごとに実施するものとします。
- (4) WEBアプリケーション簡易診断（年1回。2FQDNまで）：AI脆弱性診断プラットフォーム Immuniweb@の開発元である Immuniweb SA 社の提供するオンライン無料ツールを活用し、利用者の指定する Web サイトの Web サーバーを1年間の間に最大2FQDNまで各1回簡易診断します。簡易診断はHTTPセキュリティヘッダーの分析などの設定に関する範囲の診断により、脆弱性の可能性を提示します。WEBアプリケーション簡易診断は利用期間開始月またはその翌月に実施し、以降は概ね1年ごとに実施するものとします。

第2項 本サービスの提供地域は日本国内に限ります。

第3項 当社は、利用者が選択したプランに応じ、以下の有事サービスを提供します。費用は別紙殿軍サービス料金表に定めるとおりとします。

- (1) 24時間対応
- (2) 初動対応
- (3) 復旧支援
- (4) インシデント対応訓練
- (5) 外部対応支援

第9条（オプションサービス）

第1項 利用者は、基本プランに加え、以下のオプションサービスを必要に応じて別途申し込むことができます。

- (1) フルフォレンジック調査
- (2) 脆弱性調査
- (3) ダークウェブモニタリング
- (4) インシデント対応訓練（プレミアムプランのみ標準提供）
- (5) その他当社が別途定めるオプションサービス

第2項 オプションサービスの内容・条件・利用回数の上限は、個別の合意のうえ定めることとし、費用は別途見積とします。

第3項 本条のオプションサービスの一部を協力会社に再委託し提供する場合があります。サイバー保険については第10条に定めるとおりとします。

第4項 前項の再委託先である協力会社のサービス内容・提供条件が変更された場合、当社は利用者に対し第4条に定める方法により通知のうえ、対象オプションサービスの内容を変更することがあります。

第10条（付帯サービス）

第1項 利用者は、本サービスを契約することでサイバー保険（以下「本保険」）の補償対象へ加入することができます。

第2項 付帯サービスとして、協力会社が引受保険会社（以下「保険会社」といいます）との間で締結する本保険の適用範囲に利用者を加え、本契約の期間中、利用者を本保険の補償の対象とします。本保険の保険契約者は協力会社であり、当社は保険契約者ではありません。

第3項 本保険の補償の対象は、第8条第1項第4号に定めるWEBアプリケーション簡易診断が完了したWebアプリケーションに起因する事故に限られます。当該診断が実施されていない場合、本保険は適用されません。

第4項 本保険の補償内容、支払限度額（利用者1社あたり合計1,000万円）、免責事由、自己負担額その他の条件は、保険会社所定の保険約款（以下「保険約款」といいます。）によるものとし、利用者は、保険約款の内容を確認し、これに同意するものとします。本規約の記載と保険約款の内容とが異なる場合、保険約款の定めが優先します。

第5項 保険事故が発生した場合、保険金は、保険会社所定の手続に従い、当該保険事故が発生した利用者が受領するものとします。ただし、保険金の支払いの可否および支払額は保険会社が決定するものであり、当社および協力会社は保険金が支払われることを保証しません。保険金が支払われない場合においても、当社または協力会社の故意または重大な過失による場合を除き、当社および協力会社は一切の責任を負いません。

第6項 保険事故が発生した場合、利用者は遅滞なく当社に通知し、保険会社が求める資料の提出その他必要な協力を行うものとします。当社は、当該通知の内容を協力会社に連絡します。利用者がこれを怠ったことにより保険金が支払われない場合においても、当社および協力会社は一切の責任を負いません。

第7項 本保険制度全体の総支払限度額に達した場合、協力会社と保険会社との間の保険契約が終了した場合その他の事由により、本保険の適用が終了することがあります。この場合、当社は、利用者に対し、事前に（事前の通知が困難な場合は、判明後速やかに）通知するものとします。本保険の適用が終了した場合においても、当社は本サービスの利用料金の返金を行いません。

第8項 本保険は、本契約の期間中に限り適用されます。本契約が終了した場合、本保険の適用も終了します。

第11条（再委託）

第1項 当社は、本サービスの全部または一部を協力会社に再委託することがあります。

第2項 再委託を行う場合においても、利用者に対するサービス提供の責任は当社が負うものとします。

第3項 協力会社の事業上の都合（サービス内容の変更・縮小・廃止を含む）により、再委託に係るサービスの提供が困難となった場合、当社は利用者に対し速やかに通知し、代替手段の検討または当該サービスの提供終了について協議するものとします。

第4章 料金・支払い

第12条（料金）

第1項 本サービスの初期費用および利用料金は、別紙殿軍サービス料金表に定めるとおりとします。利用料金の支払方法および割引については、第13条および第14条に定めるとおりとします。

第2項 料金表記載の金額はすべて税抜価格とし、利用者は、別途消費税相当額を支払うものとします。

第3項 当社は、利用者に対し30日以上前に通知することにより、料金を改定することができます。

第13条（支払方法・支払期日）

第1項 利用料金は、年払いにより支払うものとします。ただし、初年度に限り、利用者はサービス申込書において月払いまたは年払いを選択することができるものとします。

第2項 初年度に月払いを選択した利用者は、当社が発行する請求書に従い、指定の支払期日までに月額費用を支払うものとします。この場合、次年度以降の利用料金は年払いとします。

第3項 初期費用は、利用契約成立後、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第4項 支払方法は、銀行振込（振込手数料は利用者負担）とします。

第14条（年払い）

第1項 利用者は、サービス申込書において年払いを選択した場合、月額費用の12か月分を合算した金額に第2項の割引を適用した金額（以下「前払金」といいます。）を、サービス提供開始日の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座へ振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は利用者の負担とします。当該割引は利用料金に適用するものとし、初期費用および導入作業代行費用には適用しないものとします。

第2項 前項により年払いを選択した場合、年額費用は、別紙料金表に定める標準価格から10パー

セントを割り引いた金額とします。

第3項 前項の割引は、初年度契約期間および次回契約更新期間における利用料金に適用されません。

第4項 前払金には、別途消費税が加算されます。

第5項 前払金は、理由の如何を問わず返還しません。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本サービスを提供できなかった場合はこの限りではありません。

第6項 利用者が第1項の期日までに前払金を支払わなかった場合、第2項に定める割引の選択は解除され、本条第1項および第2項に定める支払方法（標準価格）によるものとします。

第15条（遅延損害金）

支払期日を過ぎても支払いがない場合、利用者は支払期日の翌日から支払い完了日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第5章 禁止事項・知的財産権

第16条（禁止事項）

利用者は、以下の行為を行ってはなりません。

- (1) 本サービスを第三者に転売・再提供する行為
- (2) 当社の事前承諾なく、本サービスにより得た情報・成果物を第三者に開示・提供する行為
- (3) 法令または公序良俗に反する行為
- (4) 当社または第三者の知的財産権・名誉・信用を侵害する行為
- (5) 本サービスのシステムに過大な負荷をかける行為
- (6) その他当社が不適切と判断する行為

第17条（知的財産権）

第1項 本サービスに関連する知的財産権は、当社または正当な権利者に帰属します。

第2項 当社が作成した成果物の著作権は当社に帰属しますが、利用者は自社のセキュリティ対策目的に限り、成果物を利用することができます。

第6章 秘密保持・個人情報

第18条（秘密保持）

第1項 当社および利用者は、本サービスの提供を通じて知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏洩してはなりません。

第2項 前項の義務は、利用契約終了後も3年間存続するものとします。

第3項 以下の情報は秘密情報に該当しません。

- (1) 開示時点で既に公知であった情報
- (2) 開示後に自己の責によらず公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務なく取得した情報

第4項 当社は、WEB アプリケーション簡易診断・企業情報漏洩簡易調査等のオプションサービスの実施にあたり、利用者のシステム情報・環境情報・ネットワーク構成情報その他関連情報（以下「システム情報等」）を取得します。

第5項 前項により取得したシステム情報等は、本サービスの提供目的にのみ使用し、利用者の事前の書面による承諾なく第三者に提供しません。ただし、協力会社へのサービス提供上必要な範囲での提供を除きます。

第6項 協力会社がシステム情報等を取得・処理する主体となる場合があります。この場合、当社は同社に対し適切な情報管理措置を講じさせます。

第19条（個人情報の取扱い）

第1項 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーおよび個人情報保護法に従い適切に管理します。

第2項 当社は、協力会社への再委託に伴い必要な範囲で個人情報を提供することがあります。この場合、当社は同社に対し適切な個人情報保護措置を講じさせます。

第3項 WEB アプリケーション簡易診断・企業情報漏洩簡易調査等のサービスの実施にあたっては、協力会社が個人情報を含むシステム情報等を取得・処理する主体となる場合があります。当社は、同社との間で個人情報の適切な取扱いを定める契約を締結し、利用者の個人情報の保護に努めます。

第7章 免責・損害賠償

第20条（免責事項）

第1項 当社は、以下の事由により利用者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

- (1) 天災・地震・洪水・落雷・停電・通信回線障害その他不可抗力による損害
- (2) 利用者の設備・ソフトウェアの不具合に起因する損害
- (3) 第三者によるサイバー攻撃・不正アクセス・マルウェア感染等に起因する直接損害および間接損害
- (4) 利用者が本規約に違反したことに起因する損害
- (5) 当社の合理的な管理の及ばない事由による損害

第2項 当社が損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償額は当該損害が発生した月の月額費用（税抜）を上限とします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第3項 当社は、本サービスにより利用者が得ることを期待した利益の損失、逸失利益、間接損害、特別損害、派生的損害については、その予見可能性の有無にかかわらず、一切の責任を負いません。

第4項 WEB アプリケーション簡易診断・企業情報漏洩簡易調査は簡易的な調査・診断であり、当社および協力会社は、その結果の完全性・正確性・網羅性を保証しません。

第5項 前項の診断・調査結果に基づく対応・判断・意思決定は、利用者自身の責任において行うものとします。当社は、当該結果に基づき利用者が行った対応・判断に起因して生じた損害について、一切の責任を負いません。

第6項 協力会社が提供するサービスに起因して損害が生じた場合、同社との契約・約款の定めが適用される場合があります。当社は、同社のサービス提供行為に直接起因する損害については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

第21条（サービス停止・中断）

第1項 当社は、以下の場合に本サービスの全部または一部を停止・中断することがあります。

- (1) システムの保守・更新を行う場合
- (2) 天災その他不可抗力が生じた場合
- (3) 法令・行政指導に基づく場合
- (4) その他当社がやむを得ないと判断した場合

第2項 前項による停止・中断により利用者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

第8章 成果物・データの取扱い

第22条（成果物の保存・削除）

第1項 当社は、本サービスの提供に伴い作成・取得した調査報告書・ログ・証跡データ等の成果物を、利用契約終了後1年間保存します。

第2項 前項の保存期間満了後、当社は成果物を適切な方法で削除または廃棄します。

第3項 利用者が保存期間内に成果物の返却または削除を求める場合は、別途当社と協議するものとします。

第9章 契約の解除・終了

第23条（当社による解除）

第1項 当社は、利用者が以下のいずれかに該当する場合、催告なく利用契約を解除することができます。

- (1) 支払期日から60日以上支払いを怠った場合
- (2) 本規約に違反し、当社が相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合
- (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・破産・民事再生・会社更生等の申立てがあった場合
- (4) 手形・小切手の不渡りが発生した場合
- (5) その他当社との信頼関係を著しく損なう行為があった場合

第2項 前項による解除の場合、利用者はすでに支払った費用の返還を請求できず、未払い費用および違約金を直ちに支払うものとします。

第 24 条（契約終了後の処理）

利用契約終了後、利用者は本サービスの利用を直ちに停止するものとします。秘密保持義務・成果物の取扱い・未払い債務に関する条項は、契約終了後も有効に存続します。

第 10 章 雑則

第 25 条（適用法令・管轄裁判所）

第 1 項 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

第 2 項 本規約に関する紛争については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条（協議解決）

本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、当社と利用者が誠意をもって協議し、解決するものとします。

附則

本約款は 2026 年 10 月 19 日より効力を有するものとします。

別紙 1 殿軍サービス料金表

殿軍サービス料金表

基本プラン

	サービス内容	ライト	スタンダード	プレミアムプラン
平時	セキュリティ相談窓口	○	○	○
	WEB アプリケーション簡易診断	○	○	○
	企業情報漏洩簡易調査	○	○	○
	勉強会	○	○	○
	サービス内容	ライト	スタンダード	プレミアムプラン
有事	24 時間対応	24 時間受付	○	○
	初動対応	リモート	オンサイト	オンサイト
	復旧支援	× (別途見積)	△ (2 人月まで)	○
	インシデント対応訓練	○	○	○
	外部対応支援	×	○	○
付帯サービス	サイバー保険	○	○	○
費用	初期費用	400,000 円～	400,000 円～	1,000,000 円～
	月額費用	75,000 円	500,000 円	850,000 円

※ 上記料金はすべて税抜き表示です。

※ 初期費用は契約締結時に一括でお支払いいただきます。

※ 初期費用は場合により別途御見積となる場合があります。

※ 初年度のみ、利用料金は月払いまたは年払いを選択することができます。次年度以降は、年払いのみとなりますのでご注意ください。

別紙2

第8条に定める株式会社VLCセキュリティが提供する

企業情報モニタリングサービス『Discovery』通常調査の仕様

※本サービスに含まれる Discovery PoC の参考情報であり、簡易版の Discovery PoC は通常調査とは手法・深度等が異なりますのでご注意ください。

攻撃者はダーク web にある情報フォーラムサイトなどから、企業を攻撃するための様々な情報を収集しています。サイバー攻撃対策として、定期的な脆弱性診断だけでなくネット上に散見する自社の情報を把握しておくことは重要です。企業情報モニタリング『Discovery』は、ImmuniWeb®Discovery の AI テクノロジーを活用した OSINT 技術に加え、自社エンジニアによる平行調査を組み合わせた独自の監視サービスです。ハッカーの視点で攻撃対象領域を調査し、デジタル資産と IT 資産を継続的に監視します。また、実際の環境に影響を与えない非侵入型スキャンによる脆弱性と脅威の予測を行います。月次の定例会にて調査・監視の結果を報告し、緊急性の高い情報流出やインシデントが判明した場合は即座に速報としてご連絡するサービスです。

■調査スコープについて

外部からの攻撃対象を予測	コンプライアンスの準拠と脆弱性の予測	セキュリティインシデント監視および報告
		
<ul style="list-style-type: none"> 1 APIとWebサービス 1 保有するWebサイト 1 ドメインとSSL証明書 1 重要なネットワークサービス 1 IoTと接続されたオブジェクト 1 パブリックコードリポジトリ 1 SaaSおよびPaaSシステム 1 パブリッククラウドとCDN 1 モバイルアプリ 1 データベース 	<ul style="list-style-type: none"> 1 ウェブサイトのセキュリティ 1 WAFとCSPのプレゼンス 1 SSL暗号化と強化 1 PCIDSSおよびGDPR準拠 1 ソフトウェア構成分析 1 期限切れのドメインと証明書 1 マルウェアの存在とブラックリストの登録を確認する 1 MobileAppの脆弱性予測 1 クラウドとDBのセキュリティ 	<ul style="list-style-type: none"> 1 盗まれた資格情報 1 Pastebinでの議論（攻撃予測） 1 公開された社内ドキュメント 1 漏洩したソースコード 1 侵害されたITシステムと公開されたIoC（痕跡情報） 1 フィッシングWebサイトとページ 1 SNSの偽アカウント 1 未承諾の脆弱性レポート 1 商標権侵害/不正取得のドメイン
ハッカー目線で外部からの攻撃対象領域を監視	本番環境に害を与えない安全な外部スキャンと脆弱性予測	セキュリティインシデントの継続的監視でタイムリーに対応